

2024年度
関西学院大学ロースクール
B日程

一般入試（法学既修者）

民法問題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【民法問題】

次の文章を読んで、〔設問1〕から〔設問3〕に答えなさい。

〔事実1〕

A（60歳）は甲土地（以下「甲」という。）を所有し、甲の名義はAとなっていた。2023年4月1日、Aの息子であるB（30歳）は、Aに無断で、Xとの間で、2000万円を甲をXに売却し、代金と引換えに同年5月1日に所有権移転登記をする旨の売買契約（以下「本件契約」という。）を締結した。本件契約を含め、これまでAがBに代理権を与えたことは一度もなかったが、Bは、本件契約締結の際、Aの代理人である旨を告げ、Aが甲の売却権限をBに与える旨の委任状を示し、甲の登記識別情報通知、Aの実印および印鑑登録証明書をXに示した。しかし、上記委任状は、BがAに無断で作成し、また、登記識別情報通知および実印は、Aが留守の際、Aに無断で持ち出したものであった。さらに、印鑑登録証明書も、Aが留守の際、Aの印鑑登録カードを用いて、Aに無断で交付を受けたものであった。

なお、〔設問1〕と〔設問2〕は独立した問題として解答すること。

〔設問1〕

Xは、2023年5月1日、Aに対して代金2000万円を提供して、甲の所有権移転登記をするよう請求したが、Aは、BがAの代理人として甲を売却した事実を知らず、Xの請求を拒絶した。Xの請求は認められるか。

〔設問2〕

2023年4月15日、Bは、交通事故に遭って即死した。Xは、Bが死亡したことを聞いていたが、同年5月1日、生存するAに対して代金2000万円を提供して、甲の所有権移転登記をするよう申し入れた。なお、Bには遺言はなく、Aは相続放棄も限定承認もせず、AはBの唯一の相続人であったものとする。

Aは、BがAの代理人として甲を売却した事実を知らず、Xの申入れを拒絶したが、これは認められるか。判例の見解に従って答えなさい。

〔事実2〕

2023年4月10日、画廊を営むPは、Qとの間で、その所有する絵画乙（以下「乙」という。）を200万円で売却する契約を締結した。この契約では、Pは、同年4月17日に乙をQ宅まで届け、Qは、同年4月20日までにPの銀行口座宛に代金200万円を振り込むこととされた。しかし、同年4月16日、Pの画廊は隣接する店舗で発生した火災で類焼し、乙は全部焼失してしまった。

〔設問3〕

（1）2023年4月20日までにQによる支払いがなく、PがQに対して乙の代金の支払いを請求した場合、Qはこれを拒むことができるか。

（2）（1）において、Qが支払い拒否をするまでもなく、Pからそもそも乙の代金の支払いの請求を受けないようにするためにはどのようにすべきか。

民法B日程出題趣旨—————

〔設問1〕（以下設問1・2は、事実1関係）では、子である代理人Bが、父である本人A所有の甲土地について、Aに無断で作成した委任状などを用いて相手方Xに売却した行為は、Aが追認を拒絶しており、また、表見代理も成立しない場合無権代理行為となるか、が問われている。

〔設問2〕では、子である代理人Bの行為が無権代理行為であることを前提に、同行為後、代理人Bが死亡した場合に、Aは追認拒絶をすることができるか、が問われている。

〔設問3〕（設問3は、事実2関係）では、売主Pと買主Qにおける絵画乙の売買契約において、PからQへの乙の引渡しの前に、Pの近隣の火災により、P・Q双方の帰責事由なく乙が滅失した場合、（1）Qは、危険負担により代金支払い拒絶ができるか、また、（2）無催告解除により代金支払い債務を消滅させるか、が問われている。

〔設問1〕

⇒解答例（以下「⇒」のみ）

代理人が本人のためにすることを示した意思表示は代理である（民法<以下、民法は略>99条1項）が、本人から代理人を授与されてない代理は無権代理であり、本人が追認をしない限り本人に対して効力を生じない（113条1項）。本事例では、そもそも、AはBに代理権を与えておらず、また、Aは追認を拒絶している。その結果、甲を売却する契約に係るBの行為は無権代理行為となり、Aに対して効力を生じない（113条1項）。

しかし、代理権授与の表示による表見代理の場合（109条1項）や権限外の行為の表見代理の場合（110条）は、本人は、代理人が相手方（第三者）との間でした行為について責任を負う。本事例では、委任状はBがAに無断で作成し、甲の登記識別情報の紙と実印はBがAに無断で持ち出したもので、また、印鑑登録証明書もBがAに無断で交付を受けたものだった。AのBに対する代理権の授与の表示もなく、また、Aは、Bに対して、甲の売却行為以外で基本代理権となりうる代理権を与えたこともない、と言える。よって、XのAに対する甲の所有権移転登記の請求は認められない。

ちなみに、設問では問われていないが、Bの行為は無権代理となり、Bは117条によりXに対して無権代理人としての責任を負う。

〔設問2〕

⇒本人は代理人に代理権を与えておらず、また、本人は追認を拒絶している場合は、他方で表見代理も成立しないとすれば、代理人の行為は無権代理行為となり、本人に対して効力を生じない（113条1項）。しかし、無権代理人の死亡により、その無権代理人としての地位は、唯一の相続人である本人に相続された、とも言う。本事例では、AはBに代理権を与えて

おらず、また、A は追認を拒絶しているし、他方で表見代理も成立しないことから、甲を売却する契約に係るBの行為は無権代理行為となり、Aに対して効力を生じない。しかし、Bの死亡により、その無権代理人としての地位は、唯一の相続人である本人 A に相続された、とも言うる。

そこで、本人としてのAの地位と無権代理人としてのBの地位とが、生存するAにおいてどのような関係となるか、が問題となる。判例(最判昭和37年4月20日、百選I<第9版>32番)によれば、この場合、「相続人たる本人」(本問におけるA)が「被相続人」(本問におけるB)の「無権代理行為の追認を拒絶しても、何ら信義則に反することろはない」として追認拒絶を認めた(信義則説)。判例の考え方によれば、Aによる所有権移転登記の拒絶は認められる。

[設問3]

⇒(1) 売買契約(特定物)の成立により、売主には売買目的物(特定物)の引渡し債務が生じ、買主には代金の代金債務が生じる。売主は、代金支払いの履行期には代金の支払を求めことができ、他方で、買主は、売買目的物(特定物)の引渡しの履行期に、引渡しを求めることができる。この場合、履行期前に売買目的物(特定物)が滅失すれば、引渡し債務は履行不能となる。

ここで、売主・買主共に帰責事由なく、売買目的物の引渡しが行方不能となった場合には、引渡し前であれば危険は買主に移転しない(民法567条)。つまり、引渡しの債務者である売主が、引渡しの債権者である買主に対して、引渡しの反対給付である代金の請求をしても、反対給付の債務者である買主はその支払いを拒むことができる(536条1項)。

本事例では、P・Qの売買契約後、乙は、P・Qに帰責事由なく、危険が引渡しによりQに移転する4月17日以前である4月16日に全部滅失しており、QがPに乙の代金を請求しても、Pは、567条・536条1項により、これを拒むことができる。

⇒(2) (1)同様、売買契約(特定物)の成立により、売主は、代金支払いの履行期には代金の支払を求めことができ、他方で、買主は、売買目的物(特定物)の引渡しの履行期に、引渡しを求めることができる。この場合、履行期前に売買目的物(特定物)が全部滅失すれば、引渡し債務は全部履行不能となるが、これを理由として、542条1項1号により、売買契約(特定物)を無催告で解除ができる。そして、買主が解除する場合に、売主の引渡し債務の全部不能に関して、売主の帰責事由は必要とされていない。

本事例では、P・Qの売買契約後、乙は、PからQへの引渡し予定日の4月17日以前である4月16日に全部滅失している。Qは、Pによる代金請求を受けないためには、542条1項1号(債務の全部履行不能)により、P・Qの売買契約を解除すれば良く、その際に催告はいらない。そうすれば、Qの代金債務は消滅し、Pからの代金の支払い請求は受けずに済む。なお、この場合、Qが解除するには、Pの帰責事由は不要であり、解除の障害にはならない。